

川崎市告示第492号

指定特定相談支援事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の2第4項の規定により、指定特定相談支援事業の廃止の届出がありましたので、同法第51条の30第2項第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和8年8月20日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
株式会社インティメイト	相談支援事業所コク ア	神奈川県川崎市宮前区鷺沼 3 - 5 - 1 8 第 2 鷺坂ビル 3 0 1 号	計画相談支援	令和 8 年 7 月 3 1 日	1435500994